

# 教育民生委員会記録

開会年月日	令和元年6月4日
開会時刻	午後0時58分
閉会時刻	午後2時14分
出席委員名	◎浜口和久    ○辻 孝記    宮崎 誠    久保 真
	楠木宏彦    福井輝夫    藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	野崎隆太
署名者	宮崎 誠    久保 真
担当書記	野村格也
審査案件	継続調査案件    伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項 ・小中学校適正規模化・適正配置推進事業(進捗状況)について
	継続調査案件    子ども子育て支援に関する事項 ・学齢期の支援について ・幼児教育・保育無償化について ・伊勢市立高城保育園の閉園について
説明員	教育長、事務部長、学校教育部長、学校統合推進室長、
	学校教育課長、学校教育課副参事、教育研究所長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、こども課長
	ほか関係参与

## **審査経過**

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に宮崎委員、久保委員を指名した。その後、直ちに議事に入り、継続調査案件となっている「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」及び「子ども子育て支援に関する事項」を順次議題とし、当局から報告、報告への質疑を行い、今後についても継続して調査をすることを決定し、委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後0時58分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は7名でありますので、会議は成立いたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名は委員長において、宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

本日の案件は、継続調査となっております、「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」及び「子ども子育て支援に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

### **【伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項】**

#### **【小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について】**

### ◎浜口和久委員長

それでは、「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」について、御審査を願います。

「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」、当局から説明をお願いいたします。

学校統合推進室長。

### ●丸山学校統合推進室長

それでは、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置推進事業」につきまして、御報告いたします。

まず、資料1の1ページをごらんください。平成30年度に開催した説明会、統合準備会等の実績一覧表でございます。続きます2ページから4ページは、それらの詳細でございます。

次に、統合校別に進捗を御報告いたします。まず、4月8日に開校いたしました豊浜

中学校・北浜中学校の統合校である桜浜中学校につきまして、5ページにその桜浜中学校の完成式・見学会、6ページに豊浜中学校・北浜中学校の閉校式、7ページには桜浜中学校の開校式の様子を掲載いたしました。このうち5ページの完成式・見学会の「3 出席者数等」の2段目に見学会への来場者数を記載しておりますが、約1,100名ということで、平成29年度に開校いたしました伊勢宮川中学校の見学会の来場者数約600名と比較して倍近い来場者数となり、市民の方の関心の高さが伺える結果となりました。

次に、神社小学校・大湊小学校の統合につきまして、8ページをごらんください。今回から、開校までのスケジュール表に基づきまして御報告をいたします。現在、ソフト関連では、統合準備会等で校歌・校章や通学路について検討いただいております。そのうちの通学路に関するところで、大湊町と小木町については、スクールバス等での通学について検討しております。ハード整備につきましては、引き続き用地の造成工事を実施しております。5月7日現在の状況は9ページのとおりでございます。敷地北東側の調整池の工事を進めております。

また、今年度から来年度にかけて、校舎等の建築工事を実施する予定でございますが、現在、入札公告を行っているところでございまして、今後、落札業者が決定いたしましたら、6月議会に契約の議案を提出させていただく予定でございます。

次に、10ページをごらんください。二見浦小学校・二見中学校の整備でございますが、引き続き地権者との用地交渉を進めているところでございます。

最後に、資料にはございませんが、早修・中島・佐八小の統合につきましては、関係団体の代表者様に、早修小学校での統合に反対であれば、平成30年度末までに文書の提出を依頼しましたが、提出される団体がございませんでしたので、今後、児童数の推移を見ながら統合への準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、小中学校適正規模化・適正配置推進事業の進捗状況について、御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

ちょっと1点お聞かせ願いたいと思っております。よろしく申し上げます。この適正規模化・適正配置推進事業で、子供たちの通学に要する時間や歩く距離、通学バスもあると思っておりますけれども、長くなっていると思うんですけれども、それだけ危険度も増したというふうに思っておりますけれども、その辺、当局の認識としてはどのようにお考えでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校統合推進室長。

●丸山学校統合推進室長

通学路の距離でありますとか、時間ですね、そういったものにつきましては、基本計

画におきましては、小学校については学校から半径2キロ以内については基本的に徒歩と、それから中学校につきましては、道のり6キロ以上になるところについては自転車の通学ということで定めておりまして、それを基本として、運用のほうをさせていただいておりますが、現実問題としまして、例えば中島小学校でありますと、伊勢南島線を通学する児童については大変危険であるということで、定期バスのほうを御利用いただいて、その辺の通学定期の補助というのをさせていただいております。今後、統合校におきましても、そういった道路の通学路の危険性を伴うところにつきましては、積極的にスクールバス等の交通機関のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○久保真委員

ありがとうございます。その途中のですね、スクールゾーン、またその通学路、今もそのお話がありましたけど、各学校での安全対策っていうのは万全に行われているのかどうか、その状況もちょっとお示しいただけますでしょうか。

#### ◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

#### ●大島学校教育課副参事

各学校で学校周辺の500メートル以内の地内で、スクールゾーンを設定しているところがございます。そこでのスクールゾーンということで注意喚起をする、または掲示表示をするというところでの車で通行していただいている皆さんに気をつけていただくということ、そして、学校安全ボランティアさんに御登録いただいている方に登下校の見守りをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

#### ◎浜口和久委員長

久保委員。

#### ○久保真委員

はい、ありがとうございます。皆さん記憶にも新しいと思いますけれども、滋賀県大津市の悲しい事故がありましたけれども、なぜ私がこの教育民生委員会のところでちょっとこの話をさせてもらうかという、昨日ですね、進修小学校の区内でこれと同じような事故がありました。教育委員会の方は多分もう耳に入っていると思うんですけども、全く同じような事故で、志摩方面から来た直進車に外宮方面から来た右折車がぶつかって、側道に乗り上げて、水路のほうに半分だけ落ちたというような事故があったんですね。それが午前8時前なんです。そこにたまたま子供たちがいなかったのが、幸いけが人もなく、運転者の高齢の女性の方は何か怪我をしたらしいですけども、こういうことがこれからね、大阪でもいろんな事故、昨日もありましたけれども、頻繁に起こってくると思います

ので、しっかり通学路についてもね、もっと検証していただいて対策を取っていただきたいと思うんです。県道の御木本道路については、地元からの要請もあって、私も一生懸命いろんなところへ要望しておりました。当初、3月の末までに何とか安全策をつくりますよってというような話があったんですが、なかなか実施されずに今回やっとですね、このきのうの事故を受けて、きょうも朝からちょっと県の庁舎の保全課のほうへ行ってきましたら、ポールをですね、この1個のポールで車が止まるかどうかはわかりませんが、ポールを早急に、今週末週中に工事にかかって設置するというのは御返事をいただきました。

これ県道市道関わらずですね、こういう検証をしていただいて、これは危ないなっていうところはぜひですね、安全対策を速やかにとっていただきたい、またそのほかのところにも要望というかプッシュをしていただいて、安全対策を万全にしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思って今回この質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

委員仰せのとおり、学校の通学路に関しましては、現在、伊勢市通学路交通安全プログラムの中で、各学校の通学路点検について上がってきました。通学路の危険地点、そして、学校からの要望が上がりました通学路の安全確保の方法についての検討を県道、国道、そして市道とそれぞれの担当者と実地で見学に行きまして、どのような対策が必要かというところを会議を行っておるところでございます。委員おっしゃってくださったとおり、これらのプログラムの中に学校からもそういった大津の事件等で想定されるような場所が今後出てくると思われますので、またその中でよく話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で、「小中学校適正規模化・適正配置推進事業（進捗状況）について」を終わります。

「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」につきましては、引き続き調

査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続いたします。

## 【子ども子育て支援に関する事項】

### 〔学齢期の支援について〕

◎浜口和久委員長

次に、「子ども子育て支援に関する事項」について御審査を願います。

「学齢期の支援について」、当局からの説明をお願いいたします。

こども課長。

●堀川こども課長

それでは、「子ども子育て支援に関する事項」、「学齢期の支援について」御説明いたします。昨年度よりライフステージごとの子ども子育て支援を御説明させていただいており、これまで妊娠、出産・産後期、乳幼児期の支援について御説明いたしました。本日は「学齢期の支援について」御説明させていただきます。

資料2-1をごらんください。まず、「1. 放課後児童クラブ」について御説明いたします。放課後児童クラブは、昼間就労等で保護者のいない家庭の小学生を対象に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図るものであります。事業の実施につきましては、現在31クラブあり、その全てを委託により事業を行っております。各施設については、資料2-2に記載をしております。現在は市内のほぼ全域で放課後児童クラブを設置しております。未設置の小校区である中島・豊浜東・東大淀小校区では、近隣のクラブによる受け入れ体制ができております。年々利用ニーズは高まっており、そのニーズに応えるために、平成29年度に小俣小校区に1クラブ、平成30年度に明野小校区・厚生小校区に各1クラブ、今年度も小俣小校区と有緝小校区にそれぞれ1クラブを新たに設置し、事業の充実を図っております。

また、どこの地域にお住まいでも利用料の格差が生じないように、平成28年度より各クラブに補助を行うことで、市内全クラブの利用料を5,000円に統一しております。

今後も利用ニーズの把握を行い、また学校統合を見据えながら、さらなる放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

次に、「2. 児童館・児童センター」について御説明いたします。児童館は、18歳未満の児童を対象に、遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、技能の習得等の必要な指導を行い、児童の健全育成を図るものであります。実施施設は7施設あり、うち6施設は市の直営で、1施設が民間で運営していただいております。利用の状況は、平成30年度の総利用者数89,412人で、主に小学生に利用していただいている状況です。活動の内容は、工作・料理教室・絵本読み聞かせ・親子教室など実施しております。

次に、「3. 放課後子ども教室」について御説明いたします。放課後子ども教室は、地

域社会の中で、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすとともに、多様な体験や活動を通して、学びの機会の充実を図るものであります。事業の実施状況については、工作教室やお菓子作り、陶芸教室、和太鼓等 53 講座を開催し、1,551 人の児童数が参加いたしました。

次に、「4. 青少年相談センター」について御説明いたします。青少年相談センターは、悩みを持つ子供や保護者からの相談活動や市民の皆様や関係団体等の協力による街頭指導等を積極的に展開して、青少年を有害な環境から守り、健全育成を図るものであります。事業の実施状況については、平成 30 年度は相談活動 4 件、街頭指導 506 回、店舗への立ち入り調査などの環境浄化活動 105 件を実施しました。

次に、「5. スマイルいせ」について御説明します。スマイルいせは、小中学生及び保護者を対象にした伊勢市教育研究所所管の機関でございます。子育ての悩みや不安、不登校、いじめ、友人関係、学習など学校生活の問題や発達の問題に関する教育相談及びカウンセリングを 3 名の教育コンサルタントと 3 名の臨床心理士が行うことで、子供や保護者が安心して学校生活を送ることができるように支援をしております。相談件数の増加や複雑化する問題に多様に対応することで、事業の充実を図っております。

以上、「学齢期の支援について」御説明いたしました。よろしく願いいたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この今の説明に対して二つほど、お伺いしたいと思います。一つは、放課後児童クラブの件なんですけれども、この間ですね、児童急増地域において、学童クラブが足りなくなっていったことで、いくつか新しいところをですね、設置していただいて本当にこれはありがたいことだと思いますけれども、2 枚目の資料ですね、設置状況を見せていただきますと、定員に対してですね、利用状況がこれはつまり登録している児童数だと思うんですけれども、少し多いところ、あるいはかなり多いところがあります。例えば、明倫小学校区の明照いずれもですね、45人の定員に対して62人、25人の定員に対して39人、それから、浜郷の藍ちゃんの家もそうですね、36人に対して64人の子供が登録をしていると。また、明野、御菌あたりで児童数がふえているところが多いもんですから、そこでそれぞれ超過しているところがあります。

もちろんこれは、登録している子供たちが毎日来るわけではないので、若干のほうはっていうのはこれは対応できるんだろうと思うんですけれども、明倫とかそれから明野などではまだまだこれからですね、やや厳しい状況が生まれてくるんだと思うんですが、その辺について何か今後、対応策を考えていただいていますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

楠木委員の御質問にお答えいたします。委員仰せのとおり、本年度4月現在におきまして、こちらの資料にあるとおり、利用者が定員を上回っているクラブが14カ所ございます。クラブによっては、曜日利用を活用して、1日に受け入れする児童数を調整したり、クラブ内の複数のグループに分けて、別々に行動させるなどして、幼児の分散もしており、定員を超えての受け入れも可能としているクラブもございます。現在定員を超えているところ及び利用児童が今後増加していく見込みの地区につきましては、そのニーズに応えられるように、現在実施の施設より広い物件の確保による移転や、学童専用施設の新設も視野に入れて、市内の児童が安心して放課後を暮らせる体制づくりに努めておるところです。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

これ民間がですね、やっていただくということだと思えますけれども。市のほうもですね、それはしっかりと声かけしていただいて、必ず本当に必要な需要を満たせるような体制をつくっていただきたいと思います。

それから、支援員のことなんですけれども、この施設を充填させればというんだけど、例えば保育の場合ですとね、保育士さんが足りなくて施設があっても受け入れられないという状況があると思うんですけども、学童保育の場合はどうなんでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

支援員のことなんですけれども、基準なんですけれども、もともと国の基準のほうでは1支援に二人。市の基準のほうを独自に設けておりまして、1支援につき36人以上児童がいる場合は3人置くようにというふうに基準のほうを設けておるところです。そこにつきましては、今現状のクラブのほうを確認したところですが、すべて基準を満たして実施をしておるところです。ですので、支援員のほうは確保できるというふうに考えております。

ただ、今後そういったところのニーズは、必要数というのは、児童の増加にも伴って支援員を確保していくというところは必要でございますので、今後そういったところの対策のほうもしっかり進めてまいりたいと思います。

◎浜口和久委員長

楠木委員。



○楠木宏彦委員

今、政府のほうでですね、支援員に関する基準を緩めようという動きがあるんですけども、そのことでこの伊勢市もどうなるのかなっていう気にはなるんですけども、今の体制しっかりと続けていただいね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、やはり支援員は結構高齢者が多いんですよ。よく見ていますと、退職教員がかなりの数みえまして、そうするとやはり子供らと走り回ったりとか、そんなんが大変なんですよ。それでやっぱりこう見ているだけになってしまうということもありますもんで、もっと若い人がですね、参入しやすいようなそういう労働条件等も含めて考えていただかなくちゃいけないかなと思ひます。この問題以上にします。

次に教育委員会の関係ですけども、5番のスマイルいせに関して、お聞きをしたいと思ひます。ここでは教育コンサルタントによる電話等教育相談、それから臨床心理士によるカウンセリングと二つの事業が出ていただいておりますけれども、この電話と教育相談に関して、お伺ひをしたいと思ひんですが、ここには332件の電話等の相談だったということなんですけども、その内容はどのようなものか内訳をちょっと教えてください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

相談内容につきまして御説明申し上げます。一番多い相談は不登校に関するもので、86件ございました。次いで生活一般に関わるもので57件、子育てしつけに関するもので50件ございました。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。やはり相変わらず不登校に関してですね、件数が多いということですけども、電話相談全体の4分の1ぐらいが不登校に関する相談になっているんだと思ひます。これについては、恐らくほとんどは保護者からのですね、相談だと思ひますけども、やはり不登校がですね、今全国的にもまた話題になっております。今11万人ですか、全国的にですね。正確にいうと10万8,999人ということで報告されておりますけども、そういうふうに言われている中で、伊勢市の不登校の状況はどのようなになっておりますでしょうか。不登校の児童生徒数を教えてください。

◎浜口和久委員長

教育研究所長。

●西村教育研究所長

平成30年度につきましては、小学生が33名、中学生が107名の計140名でございました。以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

はい、ありがとうございます。数年前まで120人前後で推移してたと思うんですけど、ここまた数年ですね、140人ぐらいまでふえてると思うんですが、これ全国的な状況に照らし合わせて見てみますと、全国的な小中学校合わせて978万人ですか、ほぼ1,000万人の子供がいるんですが、そのうちの11万人が不登校になっていると、率にして1.1%ぐらいです。伊勢市の場合は、今、小中学校の生徒数合わせてだいたい9,000~8,000人ぐらいやと思うんですが、1万人ぐらいと考えて、そのうちの140人が不登校だということで、1.4%ということで、若干ですね、全国的な状況から見て、伊勢市の場合は多いんですよ。その状況何かこう感じておられることありましたら、御見解をお願いしたいと思うんですが。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

不登校になることで、自分の命や心を守ろうとする子供もおります。また、不登校であるけれども、NESTなどの教育支援センターで、安心した環境の中で自分の進路を決めて卒業していく子供もおります。子供たちはそれぞれ、さまざまな環境の中で個性を持って多様な育ち方をしている。そして、その子供たちの多様な育ち方を応援することが重要ではないかというふうに考えております。さまざまな子供たちがいるということ、この数字で把握をしていきたいというふうに思っております。先ほど出ましたスマイルいせの相談等につきましても、その子供たちの状況を知る一つの方法といいますか、家庭と行政とが繋がって、子供たちのさまざまな環境、またはさまざまな思いなどを把握する一つの窓口になるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この不登校の問題につきましては、前から私もですね、一般質問だとかいろんなどで質問させてもらってますけれども、学校の体制の問題をもう少しきちんと点検する必要があるんじゃないかとかねがね申し上げているんですが、最近はNHKで「シリーズ子供

の声なき声」という番組がありました。これ2回目が不登校の子を扱っていたんですけども、この中でですね、ちょっとおもしろいことが報告されていたんですが、NHKがLINEでアンケートをしたと、学校に行きたくないと思うようになった原因は何か。これについて先生との関係は23%、学校の決まりや校則、これは21%というような率が出てるんですね。

ところが、文部科学省の調査によりますと、先生との関係で行きたくないと思うようになったというのは2.2%、学校の決まりや校則っていうのは3.5%程度しかないんですね。つまり、文部科学省あるいは学校が考えるこの原因と子供たち自身がね、実際そうなっている原因とがかなり乖離があるんじゃないかと思うんです。やはりあの、学校の制度あるいは先生が原因になっているというケースはかなりですね、このNHKの調査では見受けられますもんですから、そういう面ではね、学校として認めにくいところがあると思うんですけども、やっぱりきちんと受けとめる必要があるんだと思います。それでそういう点で校則の問題に関してもですね、いろいろと改善が必要だと思うんですけど、今その点について若干伺いたいと思います。これ最後にしますが。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

先ほど申しました教育支援センターNESTでは、現在不登校になってしまっている不登校の状況にある子供たちへの支援、そして、学校に現在通っている子供たちへの支援、この両方の支援を進めていきたいと考えております。学校に通っている子供への不登校にならないための支援ということで言いますと、子供たちが、例えば小学校から中学校へ上がったときに、その制度の中でちょっと行きづらさを感じてしまうことがないように、小中連携しながら、子供たちが明日も来たいと思う環境づくり、それから子供同士があの子がいるから学校に行きたいと思うような絆づくり、そして、わかる授業づくり等を通して、小中学校の共通理解のもと、取り組みを現在進めておるところでございます。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほど申し上げたNHKの番組の中でですね、大学の先生がこのシステムそのものがね、もう今や限界に来ていると。そこを考え直さなくちゃいけないんじゃないかという指摘をしておられまして、その中でドイツなんかのイェナプラン教育等の紹介もしておったんですけども、そういういわば自由に子供がね、学べるようなそういうさまざまな学校が可能だと思いますので、そういったことも含めて、今後研究していただければと思います。

以上です。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。  
久保委員。

○久保真委員

先ほど副参事のほうからちょっとお話しありました、不登校についてのところなんですけれども。不登校になることによって自分の命を守るっていう子供がいるっていうこと、それはどのように考えたらよろしいですか。いじめがあるということですか。いじめによって、不登校になってるっていうふうに理解したらいいんですか。ちょっとお答えください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

子供たちが自分の心を病んでしまうという要因には、さまざまなものがございます。一概にいじめということだけで捉えるということではなく、いろいろな家庭環境、そして、友達関係、学力の関係、さまざまところがございまして、そこで心を守ろうとする子供、そしてその心を病んだことで命を絶ってしまうというようなことがないようにという意味で発言させていただきました。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

幸いにも命を絶つような子供はいないわけですよ、今、ちょっとお聞かせください。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

はい、ございません。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ではですね、そのいじめとか、その家庭の問題とかでどれぐらいのね、数を教育委員

会のほうは把握しておるのか、もしわかればどれぐらいあるんでしょうかね。またそのいじめの虐待なんかによると189（いちはやく）ってというような電話相談のところがあると思いますけれども、そういうところの相談件数とかどこまで把握しているのか、もしわかれば、答えられる範囲で結構なんですけど、お答えいただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

相談件数としましては、先ほど教育研究所のスマイルいせの相談件数というところでの数字となります。そして、子供の不登校になっている状況または理由につきましては、さまざまなことがございまして、それを数字でカウントしているということはございませんので、数字として、ここで答えできるものは持っておりません。申しわけございません。

◎浜口和久委員長

久保委員。

○久保真委員

ありがとうございます。子供たちの命を守るためにもですね、しっかりと対策、また対応をとっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私から1件だけお聞かせいただきたいと思います。放課後児童クラブについて、先ほど楠木委員のほうからも話がありましたけれども、今回31クラブの中で1,413名のお子様利用されてるということでお話をいただきました。この際に、これまでもですね、実際に預けたかったけれども、条件が満たないとか、そういった形で断られるというよりも、諦めてしまうっていう御家庭があったと私はお伺いしております。そういったところも含めての話なんですけど、先ほどですね、修繕等を踏まえて拡張するなり、施設を検討して新しい場所に移転するとかっていうお話を少しいただきましたけれども、実際に今のところですね、利用者側として、改修が必要な場所だったりとか、トイレの改修が必要だとかそういったところがございましてでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

施設の改修の件でよろしいでしょうか。ちょっとどれぐらいの改修が必要なのかというところまでは、申しわけない、資料は持っておらないんですけども、改修のほうにつきましては、その都度施設のほうに聞き取りさせていただいて、対応できる分については対応していくというところであります。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、これまで伊勢市がですね、合併をしてから、それからの運営という形でいきますと、もう既に10数年経ってきているというところもあります。場所によってはですね、床だったり壁だったりというところは私も心配するところでもあるんですが、やはり今ですね、小学校中学校で和式トイレを洋式にしたりとかっていうことで、今、さまざまな活動で支援をいただいているのかなと私自身は感じておるんですが、そういったときに、やはりお子さんが利用されている施設ということで、学童のほうもですね、学校では和式トイレに入れなくても、そういった学童クラブで和式トイレになっているのでっていうところがあれば、もしかしたら苦手なお子さんがいらっしゃるのではないかなと、私自身はちょっと考えているところで、もしそういったところで改修とか修繕工事がですね、市として支援が可能であれば、そういったところをできる範囲で構わないと思うんですけども、何かしらの手助けをしていただければと思っておりますので、今後そういった事案とかですね、調査項目で上がってきた場合に御対応いただきたいと思っておりますので、その辺も長期にわたってですね、利用できるということで考えていただければと思ってますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎浜口和久委員長

答弁よろしいですか。

○宮崎誠委員

はい。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

福井委員。

○福井輝夫委員

放課後児童クラブのところで少しだけお聞かせいただきたいと思います。これあの先ほどすべて委託でやっておられるということで、要するに授業終了後に児童たちがですね、適切な遊びやそれから生活の場を与えて、健全な育成を図るといううたい文句になってお

りますので、その辺についてですね、すべて委託ということになると、指定管理等では時期によっては管理者が代わるという状況にあると思います。その代わったときにですね、子供たちがどのような、それか親御さんたちがですね、代わった後の体制ですか、そういうことについて、不満とかそういうのがないのかどうか。市としてはどのような、その辺の変化について把握しておるのか、何かその辺があれば教えていただきたいと思います。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

現在、学童クラブ31クラブのうちですね、委託料を払って民間でもやっていただいとるところがおおむねなんですけれども、その中で小俣小学校区の部分と明野小学校区の部分につきましては、指定管理ということでやっております。当然指定管理ということになりますと、指定管理の期間が切れましたらもう一度事業者のほうを選定していくということになるんですけれども、すみません、前回、指定管理のときに、二見地区は確か代わったと思うんですけれども、ちょっとそのあたりの状況というものが現在ちょっと私は把握していない状況で申しわけないんですけれども、今後、違う指定管理の事業者になった場合には、当然指導員等も変わっていくという部分で子供たちも不安を覚えたり、保護者さんについても、先生も代わる、支援員も代わるというところの部分では、そういったところについて、しっかりと対応のほうはしていく、引き継ぎのほうをしっかりとしていくような形でやってまいりたいと考えます。

◎浜口和久委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

今まさにちょっと先ほどお答えいただいたんですけども、管理者が代わったときに、以前と比べてすごい大きな変化がある。そのときに、子供たちがすごい戸惑いもあったりしますけどね。そういうことが極力少ないようにしていったほうが私はいいと思います。子供たちの発達時期のことですからね。それで、それがないように努めていただきたいんですけども、それをどのように把握しておるんか、今後どのようにその辺を対策打っていききたいんか、その辺をですね、少し今そういう体制をやっているんだというのがなければですね、その辺をしっかりと対策とって行っていただきたい。

私も二見のほういろいろ聞いてますけども、すごく体制が変わって、子供たちもものすごく戸惑っておるというような話も聞いております。そういうことがですね、やはり、父兄の方もいろいろ何か意見をと言うても、なかなかその施設の人は聞いてくれないとかそんなこともあろうと思います。そういう部分がやはり、学校、こども課さんのほうがですね、聞く耳を持ちながら、例えば親御さん、子供たちにアンケートをとるとかですね、そういう方法もしていかないと、なかなかそういう意見が届かないと思うんです。そういうことで、今後そういう部分もですね、ちょっと考えていただきたいと思いましたので、

ちょっと今質問もさせていただきました。それについて、今後、何かあれば教えてください。

◎浜口和久委員長  
健康福祉部参事。

●鈴木健康福祉部参事

今、具体的にそういったアンケートをしようかというふうな予定はないわけですが、またそういったことのないように、いろいろ気をつけて運営者側と十分な連携をとりながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎浜口和久委員長  
他に御発言はありませんか。  
藤原委員。

○藤原清史委員

もう一度スマイルいせのところへ戻るんですけども、教育相談等が332件、そのうち1番多かったのが不登校ということで、小学校33件、中学校107件の相談があったということなんですけども、小学校はともかく、中学校107件全てが3年生ではないと思いますけども、不登校になったまま卒業していくっていう子は何人ぐらい平均いるんでしょうか。義務教育を終えていくというわけですね。

◎浜口和久委員長  
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

申しわけございません。正確な数は把握をしておりません。ただ、NEST等の教育支援センターに通うお子さんの中で、不登校であるけれども、進路については、高校のほうに入学していくというお子さんもいるのですが、そういったところに通われていないお子さんについての進学についての数字は、申しわけございません、把握をしておりません。

◎浜口和久委員長  
藤原委員。

○藤原清史委員

結構です。数字よりも後のフォローですね、どうしていくのかっていうのを、一応義務教育終わっていく段階ですので、あと社会出てからのことや進学にしろ、どういうふうなフォローしているのかなというのでちょっと聞いたんですけども、相談乗られた方にね。もうこれで終わりですかね。一旦相談して、最終的に不登校のまま終わっていくというか、そういうふうな段階でもう仕事は終わりだっていうんじゃないに。



◎浜口和久委員長  
教育研究所長。

●西村教育研究所長

N E S Tに通級されるお子様に限りましては、N E S Tのほうで指導し、高校進学している生徒もおります。その子たちが4月を迎え、5月を迎え、N E S Tに顔を出してくれるということもございますので、そういうお子さんもいらっしゃることはいらっしゃいますが、すべてのお子さんがそうであるかという、そこまでについてのちょっと追跡調査等をしていく必要があるかなと考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長  
藤原委員。

○藤原清史委員  
わかりました。

◎浜口和久委員長  
他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。  
続いて、委員間の自由討議を行います。  
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長  
御発言もないようですので、自由討議を終わります。  
以上で、「学齢期の支援について」を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1 時41分

再開 午後 1 時41分

## 【子ども子育て支援に関する事項】

### 〔幼児教育・保育無償化について〕

◎浜口和久委員長  
休憩を閉じ、会議を再開いたします。  
次に、「幼児教育・保育無償化について」、当局からの説明をお願いいたします。

こども課長。

●堀川こども課長

それでは、「幼児教育・保育無償化について」、御説明いたします。

幼児教育・保育の無償化につきましては、新しい経済政策パッケージ及び経済財政運営と改革の基本方針 2018 を踏まえ、国において制度化に向けた検討が進められてきましたが、本年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が可決、また、5月31日に関係する政令等が公布されましたので、5月末現時点での国の方針の概要と今後の対応及びスケジュール等について御説明させていただきます。

資料3をごらんください。はじめに、「1 国の方針と幼児教育・保育の無償化の概要」について(1)の趣旨・目的ですが、幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や質の高い幼児教育の機会を保障すること、また、少子化対策の一つとして子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

次に、(2)の無償化の対象者と対象となるサービスの範囲です。幼稚園、保育所、認定こども園につきましては、3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の保育料が無償となります。

次に、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する子供について、新しく保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園利用料の無償化に加え、預かり保育の利用料が上限月額11,300円まで無償となります。

次に、認可外保育施設などを利用する子供についても、保育の必要性がある子供については、認可保育所における保育料の全国平均額で3歳から5歳は月額37,000円、ゼロ歳から2歳の住民税非課税世帯の方は、月額42,000円までの利用料が無償となります。また、保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用できていない方であって、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業を対象に、複数のサービスを組み合わせて利用する場合も、上限月額11,300円の範囲内で無償化の対象となります。就学前の障がい児の発達支援においても、障がい児通所施設を利用する際にかかる利用料についても無償化の対象となり、幼稚園、保育所及び認定こども園などと合わせて利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

続きまして、(3)の支払方法と財政措置について、御説明いたします。支払い方法につきましては、子ども・子育て支援新制度へ移行し、施設型給付を受けている幼稚園や認可保育所等を利用する場合、対象となる子供の保護者は保育料を支払う必要がなくなりますが、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する場合は、一度支払ってから実際の利用実績に応じて支給することとなります。

財政措置等についてですが、幼児教育・保育の無償化に係る費用の負担割合について、現行の子ども・子育て支援法に基づく施設型給付と同様に、国2分の1、県4分の1、市4分の1を負担し、公立施設は市が全額負担することになります。なお、本年度市が負担する分は、地方消費税が平準化していないため、臨時交付金として国が負担を行います。また、事務経費及びシステム改修費についても、国費による負担を予定しています。

次に、(4)のその他ですが、新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用し、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定を必要と

しなかった子供につきまして、引き続きその施設を利用し、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定というのが必要となってきます。

次の食材料費については、本日お配りいたしました資料 3-1 をごらんください。1 枚目は、国から示された保護者説明用のリーフレットです。食材料費といいますのは、給食のうちのおかず代のことで、副食費といいます。また、御飯やパン代を主食費といいます。

2 ページの中段の図をごらんください。これまでは、食材料以外の保育料と副食費を保育料として御負担いただき、また主食費分は、保育所にお支払いいただいております。

無償化後、下段の図になりますが、食材料以外の保育料は無償となり、主食分・副食分の給食費をまとめてお支払いいただくこととなります。なお、年収 360 万円未満の世帯及び第 3 子以降の子供の副食費は免除されることとなりました。また、保育所等のゼロ歳から 2 歳までの子供については、現行の取り扱いである保育料に含まれ、実費負担はない、を継続することとなります。

3 ページをごらんください。これは案ではございますが、食材料費の取り扱いについて、国からの通知の内容でございます。

4 ページをごらんください。今後十分な検討が必要なところを、黒枠で表示しております。給食の料金の設定、徴収方法を公立・私立とそれぞれに考える必要がございます。また、利用者の少ない土曜保育や長期入院などの減免の方法においても検討が必要です。このことについては、関係施設の状況または県及び県内市町の状況も確認しながら進めてまいります。保護者への丁寧な周知が必要ですので、方針が決まりましたら、議会への御説明、御審議いただきたく思いますようお願いいたします。

それでは、資料 3 の 2 ページへお戻りください。現在、関係政令等が 5 月 31 日に公布されたことにより、関係する条例及び予算、また実施方法について、急ぎ調整しているところでございます。このため、「2 今後のスケジュール等」ですが、当初このように予定のほうしておりましたけれども、今回示された改正の内容が多岐にわたるため、変更が必要になってきています。改めてスケジュールを立て直し、委員の皆様へお示しさせていただきます。

次に、資料 3 の 3 ページをごらんください。幼児教育・保育の無償化につきまして、利用する施設とサービスの区分を年齢と保育の必要性の有無に関しまして、利用料・保育料の無償化の対象となる概要を示したものになります。こちらについては、後ほど御高覧賜りますようお願いいたします。

次に、資料 3 の 4 ページをごらん下さい。伊勢市の影響想定についてですが、無償化の対象となる子供は、本年 4 月 1 日の保育所等入所状況から約 2,900 人と推計しています。内訳は、表のとおりです。また、無償化に伴う市への影響額は、年間額で保育料の減額が約 3 億円、私立施設への減収補填のための給付費の増額が約 2 億円、歳入歳出負担の総額としまして、概算で年間約 5 億円と算出し、初年度に係る費用は 10 月からの無償化のため半分、6 か月分で約 2 億 5 千万円と見込んでいます。

最後に、3 歳以上のこどもの保育料の負担軽減額は、給食費の実費負担を除き、最大で年額 30 万 8,400 円となります。

以上、「幼児教育・保育無償化について」御説明いたしました。よろしくをお願いいたし

ます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。  
宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは、何点か聞かせていただければと思っております。今回、国の方針をある程度定まった形で、無償化の話ということで御紹介いただきました。実際に各保育所や幼稚園等ですね、施設を利用されている保護者の方からの話なんですけれども、実際に説明を園のほうからしていただいても、わかりづらいという回答をたくさんいただいています。今回、追加資料でいただいたものがですね、非常にわかりやすいものかなと私自身も感じましたので、市からもですね、当局側からも各園に対してですね、保護者の方がわかりやすい資料をなるべく作成していただくような、そんな体制をとってもらいたいということで御指導いただけたらと思っておりますが、期間があまりないというのもあるので、何かしら今これから園のほうへですね、各施設のほうへどういったアプローチをされていくのか、少しお聞かせをいただいてもよろしいでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

今後なんですけれども、こちらの無償化のほうの周知につきましては、まず一つは広く周知するためには広報いせへの掲載というのは考えております。ただ、現在利用されている方が対象になってきますので、対象者の方がはっきりわかっている部分につきましては、まずは施設のほうにしっかり周知のほうをまずすると。その後、施設のほうからになる部分と市のほうからそういう保護者への通知文、今回示させていただきましたものは、国のほうがつくってきたリーフレットになるんですけれども、何種類かその無償化全体のことであったり、預かり保育のことであったり、わかりやすい周知の資料のほうが出てきておりますので、そういったものを使いまして、伊勢市のほうから作成して、保護者さんのほうに皆様に行き渡るように周知のほうさせていただきたいと思っております。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

今回はわかりやすくという形での説明がかなり時間を要すると思うんですけれども、実際に10月1日から開始ということで、あまり時間はないのかなと私自身は感じております。そんな中でですね、なかなかわかりづらい点が金額の面があるんですけれども、こちらの資料3の3ページの表でも表現していただいておりますけれども、無償となるものは2

万5,700円ですかね、こちらから入っていきまして、認可外保育施設、そして認可外保育施設と一時預かりという点です、3万7,000円、3歳から5歳児の関するところなんです、この中で実際に無償と言われてもですね、一時預かりの部分でいきますと差額で1万1,300円になってくるのかなと思っております。こういったところが、意外とこういった資料をつくっていただいてもわかりづらい。金額の面において、どこまで補助していただけるのかがわかりづらいという点とですね、実際にお子様3名以上いらっしゃる御家庭についてはですね、これまで無償になるという、頭の中ではすべてが無償になるという考えを持たれる方もいらっしゃると思うんですね。それと二人目が半額で三人目が無料だったりとかっていう制度がこれまでありました。この金額面でいきますと、実際に主食費と副食費、おやつ代ですね。これを踏まえると、今までは払っていた金額よりも、もしかしたら高くなるっていう御家庭が出てくるんじゃないかと、私自身は感じておるんですけども、その辺について何かしら多分情報を仕入れていらっしゃるかと思うんですけども、そういった御家庭がどれくらいふえそうなのかというのは把握できてますでしょうか。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

給食費の実費徴収分と保育料の逆転現象というところにつきましては、今回その給食費の無償となる範囲が年収360万未満の方に拡大されてきたということがございます。それとまた、第3子以降の方については無償ということで、拡大されたということで、保育料のほうの逆転現象が行われることがないというふうに考えております。実際、保育料の金額なんですけれども、この年収360万未満の世帯の部分の保育料につきましては、その資料、手元にはないんですけれども、保育の階層、7A階層というところになるんですけれども、そちらの2号認定3歳以上の保育所のほうの保育料につきましては、一人目の方は1万7,900円で二人目の方が8,900円ということで、3子5歳以上のお子さんについては、これだけの保育料がかかるとるんですけども、給食費につきましては、ここまではかかってこないだろうというふうに推定しておりますので、逆転ということはないというふうに考えております。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

もう一件追加でお聞かせいただきたいと思ってるんですけど、実際にこれまで保育園に預ける、幼稚園に預けるということで、1号認定のお子様と2号認定のお様がいらっしゃると思うんですけども、実際に無償化ってということで、共働きが働きやすい状況がどんどんできてくるということで、1号認定であったお子さんと、2号認定になったお子さんが逆転するとかっていうことも私は出てくるんじゃないかなと思ってるんですけど、その辺について何か、現状予測されていることがあれば、教えていただきたいと思うんです

けれども。

◎浜口和久委員長

こども課長。

●堀川こども課長

2号認定の方につきましては、保育の必要性があるかないかというところがまず第一のところでございます。2号認定を受けられる方については、御両親の就労証明等を出して、必要性を確認させていただいて、認定をして利用させていただいておる。1号認定の方につきましては、そういったことがなく利用していただけるというところがまず1点ございます。

で、その1号の方が就労等ですね、保育所のほうを利用するっていうことであったり、働いてみえた方が働くのをやめて、1号になってことは今の中でもそういうのが常に起こるとるわけなんですけれども、その1号認定の方、幼稚園の保育料に、プラス幼稚園のふだんの例えば2時までの幼稚園の預かり、その後預かり保育というのを利用して、4時半ぐらいまで利用されてみえる方っていうところの部分、その方につきましても、幼稚園の保育料プラス1万1,300円までの預かり保育が無償になるということにつきましては、保育とそう変わりなく受けていただくことができるということもございますので。また、3歳4歳5歳のお子様については、99%以上の方が現在幼稚園保育所のほうを利用させていただくとるという状況もございますので、新たにふえるっていうことも、2号がふえるっていうこともそんなにはないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

◎浜口和久委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

最後にしたいと思います。実際、この話をさせていただいたのはですね、今後は後のお話でも出てくるんですが、幼稚園とか保育園の統廃合であったり、こども園に変わるということで、さまざまな子供の支援についてですね、サービスが変わってきているというのは、ここ最近の伊勢市の状況ではないかなと私自身は感じております。

そんな中で、この無償化という話が出たことで、さらにそのサービスを受けれる範囲がふえる方、そして減る方もいらっしゃると思うんですけども、そこでいかに市としてですね、サービスを提供できるかというの、今後の課題として、どれだけ説明責任を果たせるのかっていうことも踏まえているかと思っておりますので、なるべくわかりやすいですね、利用者にとって利用しやすい、そんな状況をつくっていただければと思いますので、今後とも協力していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◎浜口和久委員長

審査の途中ですが10分間休憩します。

休憩 午後 2 時01分

再開 午後 2 時09分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しましての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

委員長からちょっとお願いを申し上げます。

まだ、時間もありませんので、こういうことが出てきて、そしてまだ不確定な部分、また市の中で協議をしなければいけない部分が多々あると思います。時間が10月の1日からということで日がありませんので、市の方針が決まった都度、一つずつ詰まっていた都度ですね、議会のほうへ御報告をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上で、「幼児教育・保育無償化について」を終わります。

## 【子ども子育て支援に関する事項】

### 〔伊勢市立高城保育園の閉園について〕

◎浜口和久委員長

次に、「伊勢市立高城保育園の閉園について」、当局からの説明をお願いいたします。  
こども課長。

●堀川こども課長

それでは、伊勢市立高城保育園の閉園について、御説明いたします。資料4を御高覧ください。公立施設につきましては、平成26年に策定した伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画において、民間でできることは民間に、を基本に、統合や民間への移譲等により、公立施設を整理することとしています。高城保育園は、二見地域にある三つの公立保育園のうち、二見町今一色町にある定員60名の保育園ですが、整備計画の中で二見地区内の保育園と統合し、高台移転を行うこととしております。

「1. 児童数」をごらんください。本年度4月1日時点の児童数はゼロ歳児から5歳児までで15名、一昨年については13名と入所児童数の減少が著しく、集団保育を行う中、児童の社会性を育てるのが困難な状況となっております。このことについて、昨年度より児童の保護者との懇談、地元への説明を行ってまいりましたが、閉園に向けて整理を行うため、令和2年度からの新入園児の受入を停止していきたいと考えております。

「4. 今後のスケジュール」ですが、例年9月1日の広報いせにおいて、新年度の園児募集を行いますので、同時に高城保育園の募集を行わないことを周知いたします。10月から申し込み受付を行う予定ですので、その結果、現在の在園児の転園状況など確認した後に、閉園の時期を決定していきたいと考えております。

2に掲載をしています、現在の保育士については、入所児童数の結果により、他の保育所への異動を行い、適切に受け入れ枠の確保を行ってまいります。

以上、伊勢市立高城保育園の閉園について、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、説明に対しての質問を終わります。

続いて、委員間の自由討議を行います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、自由討議を終わります。

以上で「伊勢市立高城保育園の閉園について」を終わります。

「子ども子育て支援に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。

本件につきましては、引き続き調査を継続いたします。

以上で、御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時14分

上記署名する。

令和元年6月4日



委 員 長

委 員

委 員